

訪問歯科診療

訪問歯科診療の対象

- 1、常時寝たきりまたはこれに準ずる状態で
病気等により通院による歯科治療が困難
な状態の場合

(介護保険の要介護度とは直接は関係ない)

- 2、訪問希望の歯科医院から16km以内に居
住していること

※交通費を診療費とは別に請求することがある

※介護認定者（要支援・要介護）利用者には介護保険
での請求（一部負担金）が発生することがある

訪問歯科診療をご希望の方は、かかりつけ歯科医院
もしくは「各務原歯科医師会・歯びねす」まで、
ご連絡・ご相談ください。

各務原歯科医師会・歯びねす

FAX 058-371-3104